

令和 6 年第 10 回桶川市農業委員会総会 議事録

令和 6 年 10 月 25 日（金） 午後 2 時から

場所：桶川市役所 3 階 会議室 304

【出席委員】 農業委員	1 秋山重樹、2 天沼省司、3 荒井昌和、4 荒岡克巳、5 岩崎真一、6 植野成美、7 加藤俊子、8 砂川富夫、9 原島貞夫、10 堀口洋人、11 渡邊富二
【欠席委員】	11 渡邊富二
【傍聴人】	0 人
事務局長	只今より、令和 6 年第 10 回桶川市農業委員会総会を行います。 本日は、農業委員 11 名のうち 10 名の出席があり、農業委員会等に関する法律第 27 条第 3 項の開会要件を満たしていることを報告いたします。 それでは、次第の 1「開会」を、岩崎委員にお願いします。
岩崎委員	(開会宣言)
事務局長	続きまして、次第の 2「あいさつ」を、砂川会長よりお願いします。
砂川会長	(あいさつ)
事務局長	ありがとうございました。 それでは、これより議事に入ります。 総会会議規則第 4 条の規定により、会長に議長をお願いいたします。 (会長が議長に就く)
議長	只今議長の座を仰せつかりましたので、進行させていただきます。 それでは、次第の 3「議事録署名委員の指名」でございます。 3 番の荒井委員と、4 番の荒岡委員にお願いします。
議長	それでは、次第の 4「議事」に入ります。 第 1 号議案「農地改良等に係る届出書について」事務局から説明をお願いします。
事務局	それでは、第 1 号議案について説明させていただきます。 10a 未満の農地における農地改良届が提出されております。申請者の住所、氏名、対象地番、面積等は資料記載のとおりです。 対象農地については、申請者が今年度に農地法第 3 条許可を受けたい

	えで、取得した農地になります。対象農地はヨシが生えており、根が土に残っていることから、切土をしたうえで、現況の地盤から最大で60cm盛土をする予定です。また盛土した土の流出を防ぐために、平場と素掘りの側溝を設ける計画がされています。くわしくは、造成断面図をご覧ください。 土砂を搬入する経路や農地改良後の営農計画については、配布資料をご覧くださいいただければと思います。事務局からの説明は以上です。
議長	ありがとうございました。 それでは、現地調査副班長の植野委員に、現地調査の結果について報告をお願いします。
植野委員	10月18日に現地調査を行いました。 申請地は適正に管理されており、問題はございませんでした。 現地調査の結果報告は以上です。
議長	ありがとうございました。 それでは、第1号議案について、何か質問等ありますか。
議長	無いようですので、お諮りいたします。 第1号議案について、承認とのことでよろしいですか。
委員	異議なし。
議長	異議なしとのことで、承認決定とさせていただきます。 続いて、第2号議案「農地法第3条の規定による許可申請の承認について」事務局から説明をお願いします。
事務局	今月の農地法第3条の許可申請は、2件です。 農地法第3条の許可申請ですので、農地を農地のまま権利の設定や移転を行うものになります。 農地法第3条の規定による許可を受けるには、次の4つの要件を全て満たすことが必要になります。 1つ目が、全部効率要件です。 申請者が所有または借り受けている農地の全てを効率的に耕作している必要があります。 2つ目が、農作業常時従事要件です。 申請者または世帯員が農作業に常時従事している必要があり、原則、

	年間で150日以上農作業に従事している必要があります。 3つ目が、地域との調和要件です。 申請地周辺の農地利用に影響を与えないことが必要です。 4つ目は、法人の場合に適用されるものですので、今月の案件には関係ございません。 譲受人・譲渡人の住所、氏名、対象地番、地目、面積等は資料記載のとおりです。所有権の移転をする案件となっており、原因事項は、売買となっています。 譲受人は、世帯で2ha以上の農地を耕作しています。事務局で確認したところ、その全ての農地を適正に管理しておりますので、全部効率要件も満たしていると考えております。 譲受人は、年間で250日以上農作業に従事しているとのことですので、農作業常時従事要件は満たしております。そのため、新たに農地を取得しても問題はないと考えられます。農地取得後は、露地野菜の栽培を目指すとのことでした。事務局からの説明は以上です。
議長	ありがとうございました。 それでは、現地調査副班長の植野委員に、現地調査の結果について報告をお願いします。
植野委員	それでは報告させていただきます。 10月18日に現地調査を行いました。申請地は適正に管理されており、特段問題はありませんでした。
議長	ありがとうございました。 それでは、第2号議案第1号件について何か質問等ありますか。
岩崎委員	盛土の高さについて、現況面から東側を最大60cm嵩増しをする計画となっているが、条例にはかからないのですか。
事務局	桶川市土砂等のたい積の規制に関する条例により、制限がかかるのは土砂等のたい積に係る土地の区域の面積が500㎡以上の土地となっております。今回の案件では対象地の面積が495㎡となっており、適用除外の土地に該当するため、条例にはかかりません。
議長	他に質問ありますか。 無いようですので、お諮りいたします。

	第 2 号議案第 1 号件について、承認とのことでよろしいですか。
委員	異議なし。
議長	異議なしとのことで、承認決定とさせていただきます。 続きまして、第 2 号議案第 2 号件について、事務局から説明をお願いします。
事務局	それでは、第 2 号議案第 2 号件について説明させていただきます。 譲受人・譲渡人の住所、氏名、対象地番、地目、面積等は資料記載のとおりです。所有権の移転をする案件となっております。 譲受人については、対象農地の持分を一部持っており、結果として共有の解消が行われることになります。譲受人は、世帯で 2191 m²の農地を耕作しています。事務局で確認したところ、おおむね農地を適正に管理しておりますので、全部効率要件も満たしていると考えております。 譲受人は、年間で 210 日以上農作業に従事しているとのことです。農作業常時従事要件は満たしております。事務局からの説明は以上です。
議長	ありがとうございました。 それでは、現地調査副班長の植野委員に、現地調査の結果について報告をお願いします。
植野委員	それでは報告させていただきます。 10 月 18 日に現地調査を行いました。申請地は適正に管理されており、特段問題がありませんでした。
議長	ありがとうございました。 それでは、第 2 号議案第 2 号件について何か質問等ありますか。
議長	無いようですので、お諮りいたします。 第 2 号議案第 2 号件について、承認とのことでよろしいですか。
委員	異議なし。
議長	異議なしとのことで、承認決定とさせていただきます。 続きまして、第 3 号議案「農地法第 5 条の規定による許可申請の承認について」事務局から説明をお願いします。

事務局	それでは、第3号議案第1号件について説明させていただきます。 譲受人・譲渡人の住所、氏名、対象地番、地目、面積等は資料記載のとおりです。 こちらは所有権を移転する案件で、転用目的は資材置場・駐車場・道路後退用地となっております。農地区分については、第3種農地と考えております。その理由は、申請地がインターチェンジへの分岐点から概ね300m以内に位置しているためです。第3種農地は、一般基準を満たしている場合、原則許可することとなっております。 転用に至った理由ですが、申出地の近隣に、代表取締役の自宅と事業所があり、業務効率の向上が図れること、既存の資材置場を廃止し集約すること、周辺に路上駐車している状況を改善することなどが挙げられております。 面積の必要性等については、理由書と土地利用計画図をご覧ください。 隣接農地への被害防除策については、柵板土留めとアルミフェンスを設けることにより、被害防除を行う計画となっております。 なお、建築行為はございませんので、都市計画法の許認可手続きは不要となります。事務局からの説明は以上です。
議長	ありがとうございました。 それでは、現地調査副班長の植野委員に、現地調査の結果報告をお願いします。
植野委員	10月18日に現地調査を行いました。 申請地は適正に管理されており、特段問題はございませんでした。 現地調査の結果報告は以上です。
議長	ありがとうございました。 それでは、第3号議案第1号件について、何か質問等ありますか。
議長	無いようですので、お諮りいたします。 第3号議案第1号件について、承認とのことでよろしいですか。
委員	異議なし。
議長	異議なしとのことで、承認決定とさせていただきます。 続きまして、第3号議案第2号件について、事務局から説明をお願いします。

事務局	それでは、第 3 号議案第 2 号件について説明させていただきます。 譲受人・譲渡人の住所、氏名、対象地番、地目、面積等は資料記載のとおりです。 こちらは所有権を移転する案件で、転用目的は、資材置場・駐車場・道路後退用地となっております。 農地区分については、第 2 種農地と考えております。第 2 種農地の場合、周辺の他の土地では転用目的が達成できないなどの理由がある場合は、許可が可能となっております。 転用に至った理由ですが、譲受人は北本市に既存の資材置場を賃借しておりますが、退去を求められていることから、その機能を今回の申請地へ移転する計画となっております。 また、譲受人は近接地に既存の資材置場を有しており、機能を集約し、業務効率を向上させることを目的としています。 既存の道路幅員が狭くなっておりますが、申出地の北側から資材の搬入等を予定しているとのことです。 面積の必要性については、理由書と土地利用計画図をご覧ください。 被害防除策についてですが、隣接地に農地が無いため、計画されておられません。 なお、建築行為はございませんので、都市計画法の許認可手続きは不要となります。事務局からの説明は以上です。
議長	ありがとうございました。 それでは、現地調査副班長の植野委員に、現地調査の結果報告をお願いします。
植野委員	10 月 18 日に現地調査を行いました。 申請地は適正に管理されており、特段問題はございませんでした。 現地調査の結果報告は以上です。
議長	ありがとうございました。 それでは、第 3 号議案第 2 号件について、何か質問等ありますか。
議長	無いようですので、お諮りいたします。 第 3 号議案第 2 号件について、承認とのことでよろしいですか。
委員	異議なし。

議長	異議なしとのことで、承認決定とさせていただきます。 続きまして、第３号議案第３号件について、事務局から説明をお願いします。
事務局	申出者の住所、氏名、土地の所在、地目、面積は、資料記載のとおりです。 こちらは所有権を移転する案件で、転用目的は、資材置場・駐車場・道路後退用地となっております。 農地区分については、第２種農地と考えております。第２種農地の場合、周辺の他の土地では転用目的が達成できないなどの理由がある場合は、許可が可能となっております。 譲受人は、申請地の近接地に居住しておりますが、既存の資材置場が福島県にあることから、業務効率が悪い状況となっております。今後、埼玉県内での仕事引き受けていく上で、居住地の近接地である申出地が必要な状況となっております。 面積の必要性等については、理由書と土地利用計画図をご覧ください。 被害防除策についてですが、隣接地に農地が無いため、計画されておられません。 また、建築行為はございませんので、都市計画法の許認可手続きは不要となります。事務局からの説明は以上です。
議長	ありがとうございました。 それでは、現地調査副班長の植野委員に、現地調査の結果報告をお願いします。
植野委員	10月18日に現地調査を行いました。 申請地は適正に管理されており、特段問題はございませんでした。 現地調査の結果報告は以上です。
議長	ありがとうございました。 それでは、第３号議案第３号件について、何か質問等ありますか。
議長	無いようですので、お諮りいたします。 第３号議案第３号件について、承認とのことでよろしいですか。
委員	異議なし。
議長	異議なしとのことで、承認決定とさせていただきます。

事務局	続きまして、次第の 5「報告事項」を事務局からお願いします。 それでは、農地法第 4 条第 1 項第 7 号及び第 5 条第 1 項第 6 号の規定による届出の専決処分の報告をいたしますので、農業委員会総会次第兼資料をご覧ください。 農地法第 4 条の届出が 1 件となっており、転用目的は、住宅敷地が 1 件となっております。また、農地法第 5 条の届出が 4 件となっており、転用目的は、住宅敷地が 4 件となっております。 なお、令和 6 年 10 月 18 日までに行われた専決処分となっております。事務局からの報告は以上です。
議長	ありがとうございました。 続きまして、次第 6「その他事項」を事務局からお願いします。
事務局	【農地法違反の件について、状況を説明】 次に、農業委員会の日程についてお知らせいたします。 次回の現地調査は、令和 6 年 11 月 18 日（月）の午前 10 時から、第 2 班が行いますので、市役所 2 階の会議室 201 にお集まりください。 また、次回の農業委員会総会は、令和 6 年 11 月 26 日（火）の午後 2 時から、市役所 3 階の会議室 304 で行いますので、よろしく願いいたします。事務局からは以上です。
議長	他に事務局や委員の皆様から何かございますか。
議長	無いようでしたら、これをもちまして私の職責は以上でございます。 慎重審議ありがとうございました。 事務局長にお返しします。
事務局長	会長ありがとうございました。 それでは、岩崎委員に閉会をお願いいたします。
岩崎委員	（閉会宣言）閉会時間 午後 15 時 02 分